

株主の皆様へ

宮城県富谷市富谷日渡34番地11

東洋刃物株式会社

代表取締役社長 清野芳彰

第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、まことにお手数ではございますが、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和3年6月28日（月曜日）午後4時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 宮城県仙台市青葉区錦町二丁目2番19号
ホテル白萩3階 萩の間

会場変更	本総会の開催場所は例年と異なっておりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
------	--

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第144期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第144期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

以 上

◎新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますのでご協力のほどお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyoknife.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当日は、当社の役員および従業員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第144期 事業報告 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中の貿易摩擦が長期化するなか、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大により、経済活動の停滞を余儀なくされました。設備投資は減速基調が続き、雇用や所得情勢、個人消費の停滞など、感染症による閉塞感が継続するなか、製造業においては改善基調に転じる兆しも見せております。海外経済は、いち早く感染症の封じ込めに成功した中国経済の回復は顕著であり、米国も感染症拡大の鈍化や経済対策により回復基調を見せましたが、欧州の主要国では経済の底堅さはあったものの、ロックダウンなど感染症の影響は極めて深刻であることに加え、米中貿易摩擦の影響も継続し、経済回復への反転が未だ不透明な状況にあります。

当社グループの業績は工業用機械刃物および部品関連において、高付加価値、高精度精密製品への営業活動を積極的に展開し、業務改善活動の一環として生産性の向上にも取り組んでまいりましたが、感染症が蔓延する状況で営業活動が制約されるなか、主力の情報産業用刃物は、需要を取り込み堅調に推移した一方、その他の刃物関連は総じて米中の貿易摩擦および感染症拡大にともなう経済活動の停滞が需要の減少に大きく影響し、減少となりました。

緑化造園においては、主力の管理業務は感染症拡大のなかでも堅調に推移した一方、造園工事は効率的な工事に取り組んだものの需要の鈍化にともなう受注の減少が影響し、減少となりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、45億99百万円と前連結会計年度に比し6.5%の減少となりました。

損益面におきましては、高付加価値、高精度精密製品の貢献に加え、業務改善活動の継続、経費削減効果もあり、営業利益1億75百万円（前年同期比6.8%増）となりましたが、大韓民国仁川市に所在する当社の持分法適用会社である東洋鋼業株式会社の固定資産の減損損失の計上に伴う持分法による投資損失の計上、シンジケートローン契約の更新に係る費用などもあり、経常利益1億円（前年同期比16.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億14百万円（前年同期比66.8%増）となりました。

かかる状況を踏まえ、当期の配当につきましては、今後の経営体質の強化、事業展開も考慮のうえ、当期の収益および安定的な利益還元を勘案致しました結果、1株当たり20円の配当を予定しております。

[別 表] セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
機械刃物及び機械・部品	4,446	90.4	4,212	91.6	△233	△5.3
緑 化 造 園	474	9.6	386	8.4	△87	△18.4
合 計	4,920	100.0	4,599	100.0	△320	△6.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は127百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

<当 社>

富 谷 工 場 : 立軸円テーブル型 平面研削盤、
プラズマ粉体肉盛り溶接機

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

該当事項はありません。

③生産能力に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去または災害等による滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社常陽銀行をエージェン
トとする取引銀行4社とコミットメントライン設定及びタームローン契約を令和
3年3月31日付で締結しております。なお、当該契約には財務制限条項が付与さ
れております。財務制限条項の詳細については連結計算書類の連結注記表「(連結
貸借対照表に関する注記) (5) (財務制限条項)」および計算書類の個別注記表
「(貸借対照表に関する注記) (7) (財務制限条項)」をご覧ください。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第141期 平成30年3月期	第142期 平成31年3月期	第143期 令和2年3月期	第144期 令和3年3月期
売 上 高 (百万円)	5,293	5,690	4,920	4,599
経 常 利 益 (百万円)	259	352	120	100
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	246	569	68	114
1株当たり当期純利益(円)	160.62	368.03	46.36	79.71
総 資 産 (百万円)	6,697	7,372	6,122	6,124

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、感染症の収束時期は未だ不透明なため 影響は継続するものと判断しておりますが一方で、ワクチンの普及に加え、世界各国での経済政策により、経済の回復に向け改善基調で進むことが期待されております。こうした環境の中、当社グループといたしましては、令和3年5月14日に発表いたしました中期経営計画（期間令和2年4月～5年3月）の見直し計画に基づき、技術力を基に顧客指向のモノづくりを通して創造力・競争力をより一層高め、環境への取り組みも含め強固な経営基盤を確立することを基本方針として取り組んでまいります。令和3年3月期の業績見通しにつきましては、見直し後の中期経営計画の2年目計画に該当する連結売上高51億円、連結経常利益2億90百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億50百万円を見込んでおります。この計画を達成するために①収益性を念頭に置いた事業ポートフォリオの再構築による事業展開、②生産性を重視した指標として総資産利益率（ROA）を継続して展開、③研究開発への設備投資及び製品化に取り組んでまいります。

また、令和3年5月14日に公表しております中国杭州市の子会社「杭州東洋精密刀具有限公司（仮称）」の設立及び事業展開は、当社が資本業務提携契約を締結している株式会社フェローテックホールディングスとの協業の一環であり、シナジー効果、当社グループの企業価値の向上、今後の成長を見込んでおり、見直した中期経営計画のなかには中国新会社の事業計画も織り込んでおります。

なお、感染症による業績見通しへの影響につきましては、次期においてある程度の下押し圧力が通期で継続することは想定しているものの、当連結会計年度には受注に改善の兆しもあり、翌連結会計年度末までには緩やかに回復しながら収束することを前提として策定しております。

感染症の影響により業績予想に修正の必要が生じる場合は、改めてお知らせいたします。

また、当社は、大韓民国仁川市に所在する当社の持分法適用会社である東洋鋼業株式会社（以下、「東洋鋼業」という。）の株式約48.3%を保有しておりますが、一昨年の発表の通り、当社は当該株式の処分を検討しております。感染症の問題もあり現状も具体的な進捗はなく、当該株式の処分の可否及び処分の時期・金額等は現時点で未定ですが、これが実現した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、東洋鋼業は本社および工場の移転作業を令和3年3月から進めており、本社および工場の移転に係る費用は現在算定中であります。今後、当社は移転に係る費用の一部を負担する可能性があります。

詳細につきましては、開示すべき内容が決定し次第改めてお知らせいたします。その際、業績予想について修正の必要が生じた場合には、速やかに公表いたします。

なお、対米ドル社内為替レートは、平成28年10月1日より1 U S \$ /105円に設定しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは財務制限条項の判定対象となる第1四半期連結会計期間末において、米中の貿易摩擦および感染症拡大の影響により受注が減少し、営業利益が減少したことによって、当社の長期借入金に係る四半期レバレッジ・レシオの財務制限条項に抵触し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。また、同じく財務制限条項の判定対象となる第2および第3四半期連結会計期間末においても当該財務制限条項に抵触している状況が継続しておりました。金融機関からは、長期借入金の契約更新時期となる令和3年7月末日までは、期限の利益喪失による一括返還請求権は放棄する旨の同意を得られており、当連結会計年度以降の事業計画等をもとに契約更新の判断がなされることになっておりました。

この度、令和3年3月31日付で長期借入金に係るシンジケートローン契約の更新を行っておりますが、当該契約におきましては財務制限条項への抵触の事実はありません。このため、当連結会計年度末時点で継続企業の前提に関する重要事象等は解消しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

各事業セグメントに属する主要な製品・工事の内容

事業セグメント	主要製品・工事
機械刃物及び機械・部品	鉄鋼用刃物・合板用刃物・製紙パルプ用刃物・情報産業用刃物・製本用刃物 産業用機械及び部品（研削盤、スライドウェイ、各種カッターおよびユニット等）
緑化造園	造園工事・管理受託業務・法面工事・土木工事・建築工事

(8) 企業集団の主要拠点

<当 社>

営業所	東京・大阪・名古屋・仙台・広島 国際事業所（東京都中央区）
工場	富谷工場（宮城県富谷市）
海外事務所	クアラルンプール

<子会社>

会社名	本社住所
株式会社トオハ	宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目3番5
東洋緑化株式会社	仙台市青葉区柏木一丁目1番8号

(9) 企業集団の使用人の状況

従業員数	前期末比増減(△)
254名	0名

(注) 上記は、就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社トオハ	26百万円	100.0%	工業用金属製品の製造、加工、販売
東洋緑化株式会社	25	98.8	緑化造園ならびにこれに付帯する土木工事

(11) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社常陽銀行	850百万円
株式会社七十七銀行	825
株式会社みずほ銀行	241
みずほ信託銀行株式会社	229

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社常陽銀行	705百万円
株式会社七十七銀行	705百万円
株式会社みずほ銀行	229百万円
みずほ信託銀行株式会社	229百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,433,931株 (自己株式431,969株を除く。)
 (3) 当事業年度末の株主数 961名
 (4) 上位12名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フェローテックホールディングス	4,766 ^{百株}	33.24 [%]
光 通 信 株 式 会 社	1,400	9.76
株 式 会 社 常 陽 銀 行	495	3.45
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	495	3.45
東 洋 刃 物 社 員 持 株 会	430	3.00
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	280	1.95
高 山 泰 三	237	1.65
株式会社仙台ビルディング	235	1.64
道 端 良 行	214	1.49
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	200	1.39
株 式 会 社 仙 台 放 送	200	1.39
日 本 高 周 波 鋼 業 株 式 会 社	200	1.39

(注) 持株比率は、自己株式 (431,969株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
清野 芳彰	取締役社長（代表取締役）	
前田 晋也	常務取締役（営業担当）	
久保 雅義	取締役管理部長	
徳村 英樹	取締役営業部長	
高橋 純也	取締役製造部長	株式会社トオハ代表取締役社長
鈴木 孝則	取締役	株式会社フェローテックホールディングス取締役 株式会社アサヒ製作所代表取締役会長 アリオンテック株式会社取締役 上海漢虹精密機械有限公司董事 香港第一半導体科技股份有限公司董事 江蘇富樂徳半導体科技股份有限公司董事
木村 和弘	取締役（監査等委員）	
鎌田 宏	取締役（監査等委員）	株式会社七十七銀行相談役 株式会社仙台放送社外取締役 株式会社バイタルネット社外監査役
稲木 甲二	取締役（監査等委員）	株式会社仙台放送代表取締役社長 株式会社さくらんぼテレビジョン取締役 株式会社ベガルタ仙台取締役
市村 茂	取締役（監査等委員）	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- (1) 令和2年6月26日 第143期定時株主総会において、市村茂氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 令和2年6月26日 第143期定時株主総会終結の時をもって、木田恭弘氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。

2. 取締役鈴木孝則、鎌田宏、稲木甲二、市村茂の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

なお、稲木甲二、市村茂の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 当社は、監査機能の一層の強化をするため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、木村和弘氏を常勤の監査等委員に選定しております。また、同氏は、当社事業における幅広い領域で責任者を歴任し、豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	44	44	—	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	7	7	—	1
社外取締役(監査等委員を除く)	2	2	—	1
社外取締役(監査等委員)	6	6	—	4

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(注) 2. 監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第139回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。

(注) 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第139回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員の員数は4名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを役員報酬規程に定め、それに基づき任意の指名・報酬諮問委員会にて審議された答申を尊重し、取締役会が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役(業務執行取締役)に限るものとし、監査等委員である取締役および社外取締役は業績連動報酬の対象としません。令和3年3月期の業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容と算定方法については、業務執行役員に対し当該事業年度に係る東洋刃物単体経常利益から平成28年3月14日公表の当社中期経営計画に定める最終事業年度の単体経常利益を控除した額に10%を乗じた額に、役位別に定めた配分比率および評価係数を乗じて算定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、経営者の報酬を中長期的な企業価値創造及び中長期保有株主の利益に連動させるとともに、グループ発展のために優秀な経営人材を確保し、かつ業務執行役員の経営意欲向上及び経営能力を最大限発揮するとともに、経営に対する責任を明確にすることを目的として選定しております。

⑤ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役鈴木孝則氏は、株式会社フェローテックホールディングスの取締役執行役員財務経理・企画担当を兼務しており、株式会社フェローテックホールディングスは当社の株主であります。

同氏は、株式会社アサヒ製作所の代表取締役会長であります。

同氏は、アリオンテック株式会社の取締役であります。

同氏は、上海漢虹精密機械有限公司の董事であります。

同氏は、香港第一半導体科技股份有限公司の董事であります。

同氏は、江蘇富樂徳半導体科技股份有限公司の董事であります。

なお、上記の法人と当社との間には、特別な利害関係はありません。

取締役(監査等委員)鎌田宏氏は、株式会社七十七銀行の相談役であり、株式会社七十七銀行は、当社の株主であり、主要な借入先でもあります。

同氏は、株式会社仙台放送の社外取締役を兼務しており、株式会社仙台放送は、当社の株主であります。

また、同氏は株式会社バイタルネットの社外監査役を兼務しておりますが、当社との間には、特別な利害関係はありません。

取締役(監査等委員)稲木甲二氏は、株式会社仙台放送の代表取締役社長を兼務しており、株式会社仙台放送は、当社の株主であります。

同氏は、株式会社さくらんぼテレビジョンの取締役であります。

同氏は、株式会社ベガルタ仙台の取締役であります。

なお、上記の法人と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木 孝則	当事業年度開催の決算取締役会を含む取締役会13回のうち、11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。
取締役 (監査等委員)	鎌田 宏	当事業年度開催の決算取締役会を含む取締役会13回のうち、11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、当事業年度開催の監査等委員会7回のうち、7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	稲木 甲二	当事業年度開催の決算取締役会を含む取締役会13回のうち、13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、当事業年度開催の監査等委員会7回のうち、7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	市村 茂	就任後の決算取締役会を含む取締役会10回のうち、10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、就任後の監査等委員会5回のうち、5回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とすることにしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び国内子会社における全ての取締役及び監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に「会計監査人」と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定め、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とすることにしておりますが、現時点では、責任限定契約を締結していません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

年間 24百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年間 24百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由について、当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である会計業務に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、下記に定めた「経営の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制いわゆる内部統制システムの構築および整備に努めております。

① 経営の基本方針

当社は、機械刃物及び機械・部品の製造・販売会社として、法令遵守のもとにお客様の信頼と満足を得られる製品の提供により社会に貢献するとともに、企業内においては参画と協調により活力ある職場を築くことを経営の基本理念とし、流動化する経済状況の中で「顧客志向のモノづくりを心掛け、技術力競争力を強化し、産業構造の変化に対応し、経営基盤の安定を図る」ことを中期経営計画の基本方針と位置づけて経営に取り組んでおります。

② 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」「稟議規程」及び「文書管理規程」などに基づき取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務に係わる情報などを適正に保存、管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

③ 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムの構築・整備に関する基本方針を定めるとともに、システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にしております。

④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の推進に伴って生じうるリスクを「リスク管理基本規程」に基づいて担当部署において詳細に把握・分析し、対応策の検討を行い稟議または取締役会において審議の上決定しております。

経営上の問題、利益計画進捗上の問題、海外取引に係わる問題等については各担当部門が実務を担い、月次の執行役員会議に報告し全社的な管理を行っております。

製品品質に係わるリスクについては、品質保証システムにおける「品質マニュアル」に基づき日常的に管理しております。

⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

また、各部門を担当する部長、工場長をメンバーとする執行役員会議を毎月開催し、業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の迅速なる徹底を図っております。

- ⑥ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、業務遂行に当たりその全員が法令を遵守し、業務を適正に遂行される体制を構築するために、取締役会規程、就業規則、職務分掌規程など関連する規程を遵守し業務遂行に努めております。

また、法令・定款や経営方針を遵守した業務遂行を図るよう研修等を通じ指導するとともに、コンプライアンス違反行為については、組織を通じ適切に担当部署に通報される体制を確保しております。

- ⑦ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営については定期的に業務報告を受け、重要な経営事項の決定にあたっては、事前に協議決定することとしております。

- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社の事業の推進に伴って生じうるリスクは、当社の担当部署において詳細に把握・分析し、対応策の検討を行い、稟議または当社の取締役会において審議の上決定しております。

当社の子会社の経営上の問題、利益計画進捗上の問題、海外取引に係わる問題等については当社の各担当部署が実務を担い、当社の月次の執行役員会議に報告しグループ管理を行っております。

当社の子会社における製品品質に係わるリスクについては、当社の品質保証システムにおける「品質マニュアル」を準用しております。

- (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的に当社取締役会にグループ会社責任者を招集し、当社グループ全体としての課題の共有化と収益向上のため連携を強化しております。

- (ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の子会社に対し当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督することとしております。

- ⑧ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現時点では監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人は設置していませんが、本社管理部門における担当部門が対応しております。

監査等委員の業務を補助するための使用人を置く場合は、監査等委員会の意見を尊重した上で行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとしております。また、当該使用人は補助にあたっては取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令は受けず、監査等委員の指揮命令に従うものとしております。

- ⑨ 当社及び子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制

当社の監査等委員は、当社取締役会や執行役員会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、定期的な業務監査を通じ当社の取締役および使用人から適宜報告を受け、職務執行状況を十分監視できる体制としております。

また、当社の子会社の取締役等および使用人は、当社の監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、法令等の違反行為等、当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員または監査等委員会に対して報告を行うものとしております。

- ⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員または監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等および使用人に周知徹底するものとしております。

- ⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

- ⑫ その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、コンプライアンスと内部統制の充実強化を図るため、代表取締役と定期的な意見交換の場を持つこととしております。

また、効率的な監査を行うため、会計監査人および本社担当部門等と定期的に協議および意見交換を行うとともに、監査計画に基づく各部門の監査を通じ必要に応じ指摘・助言を行っております。これらを受け、管理部門における担当が社内各部門に対して業務改善に向けた助言・勧告を行うこととしております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を持たず、法務担当部門が警察、弁護士等の専門機関と連携のうえ、毅然とした姿勢で対応しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に向けた事業展開のため財務体質と経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めるとともに、収益動向などを総合的に勘案し業績に相応した配当を実施していく方針であります。

当期の配当につきましては、今後の経営体質の強化、事業展開も考慮のうえ、当期の収益および安定的な利益還元を勘案致しました結果、1株当たり20円の配当を予定しております。

なお、当社は会社法第459条第1項各号に定める事項に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,186	流動負債	3,074
現金及び預金	2,047	支払手形及び買掛金	570
受取手形及び売掛金	1,001	短期借入金	2,147
電子記録債権	429	リース債務	11
製 品	153	未払法人税等	16
仕 掛 品	224	賞与引当金	66
原材料及び貯蔵品	311	そ の 他	263
そ の 他	20	固定負債	1,111
貸倒引当金	△0	リース債務	46
固定資産	1,938	退職給付に係る負債	1,040
有形固定資産	1,477	デリバティブ債務	25
建物及び構築物	457	負債合計	4,186
機械装置及び運搬具	565		
土 地	383	(純資産の部)	
リース資産	47	株 主 資 本	2,102
そ の 他	23	資 本 金	700
無形固定資産	27	資 本 剰 余 金	354
投資その他の資産	433	利 益 剰 余 金	1,659
投資有価証券	240	自 己 株 式	△612
繰延税金資産	134	その他の包括利益累計額	△166
そ の 他	59	その他有価証券評価差額金	19
貸倒引当金	△0	繰延ヘッジ損益	△25
		為替換算調整勘定	2
		退職給付に係る調整累計額	△162
		非支配株主持分	2
		純資産合計	1,938
資産合計	6,124	負債及び純資産合計	6,124

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		4,599
売上原価		3,418
売上総利益		1,180
販売費及び一般管理費		1,004
営業利益		175
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	3	
固定資産賃貸収入	12	
受取ロイヤリティ	2	
雇用調整助成金	2	
受取保険金	3	
その他	6	31
営業外費用		
支払利息	31	
持分法による投資損失	24	
コミットメントフィー	16	
シンジケートローン手数料	17	
その他	16	106
経常利益		100
特別利益		
投資有価証券売却益	1	
役員退職慰労金返上益	6	8
特別損失		
投資有価証券清算損	2	2
税金等調整前当期純利益		106
法人税、住民税及び事業税	24	
法人税等調整額	△32	△8
当期純利益		114
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		114

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書 （令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	700	354	1,574	△612	2,016
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△28		△28
親会社株主に帰属 する当期純利益			114		114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	85	-	85
当 期 末 残 高	700	354	1,659	△612	2,102

(単位 百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△0	-	△0	△194	△195	2	1,823
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					-		△28
親会社株主に帰属 する当期純利益					-		114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	20	△25	3	31	29	0	29
当期変動額合計	20	△25	3	31	29	0	115
当 期 末 残 高	19	△25	2	△162	△166	2	1,938

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社トオハ、東洋緑化株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称 東洋鋼業株式会社

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

東洋鋼業株式会社の決算日は連結決算日と異なりますが、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ)たな卸資産の評価基準および評価方法

製品および仕掛品……………先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産 (リース資産を除く) ……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ)リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ)重要な収益および費用の計上基準

- ・完成工事高および完成工事原価の計上基準

一部の連結子会社において完成工事高および完成工事原価の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用することとしております。

(ハ)重要なヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

当社グループが行っている金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の条件を充たしているため当該特例処理を適用しております。なお、予定取引に係る金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社グループの金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の条件を充たしており、その判定をもって有効性評価に代えております。

(ニ)消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)の公表に伴う「会社計算規則の一部を改正する省令」(令和2年法務省令第45号 令和2年8月12日)による改正後の会社計算規則に基づき、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目

当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産134百万円が計上されております。その中で、その大半を占める当社の繰延税金資産の計上額が特に重要であり、繰延税金資産の回収可能性の前提となる中期経営計画に重要な不確実性が含まれると判断しております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
東洋刃物株式会社の繰延税金資産 81百万円

(3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社の中期経営計画により見積もられた当社の翌連結会計年度の課税所得の見積りに基づき、翌連結会計年度に税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺及び将来減算一時差異の解消により、翌連結会計年度の税金負担額を軽減する効果を有することが認められる額として繰延税金資産を算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる当社の翌連結会計年度の課税所得の見積りは、当社が作成した中期経営計画を基礎として行っております。当該中期経営計画に含まれる今後の受注見込みは業界ごとの市場成長率の予測値を重要な仮定としており、当該仮定は外部経営環境により大きく影響を受けます。このような状況のなか、新型コロナウイルス感染症による影響は、翌連結会計年度は一定程度継続し、翌連結会計年度末までには緩やかに回復しながら収束すると仮定して中期経営計画に当該影響を織り込み、翌連結会計年度の課税所得の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度の課税所得の見積りは将来の不確定な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が想定よりも長期化した場合、実際に生じる課税所得が見積りと異なり、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	417百万円
機械装置及び運搬具	528百万円
土地	279百万円
計	<u>1,226百万円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	1,597百万円
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	550百万円
計	<u>2,147百万円</u>

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	5,456百万円
----------------	----------

(3) 受取手形割引高 97百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 11百万円

(5) 財務制限条項

当社は株式会社常陽銀行をエージェントとする取引銀行4社とコミットメントライン設定及びタームローン契約を令和3年3月31日付で締結しております。

なお、連結貸借対照表に計上されている借入金1,870百万円は契約更新前の借入金となっておりますが、当該契約に基づく貸出実行日は令和3年4月となるため、連結計算書類利用者の理解に資するため、3月31日付で契約した借入金1,845百万円に係る財務制限条項を記載しております。

・令和4年3月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、それぞれ当該決算期の直前の決算期の末日又は令和2年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75パーセント以上の金額であること。

・令和4年3月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。

・令和4年3月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の当期損益に関して、それぞれ2期連続して当期損失を計上していないこと。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位 株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	1,865,900	-	-	1,865,900

2. 自己株式に関する事項

(単位 株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	431,969	-	-	431,969

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	28	利益 剰余金	20	令和2年3月31日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	28	利益 剰余金	20	令和3年3月31日	令和3年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）は、管理部が適時に資金繰計画を作成更新することにより、管理しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。また、金融機関とコミットメントローン契約を締結することにより、資金調達手段の多様化を進め、流動性を確保しております。

なお、スワップ取引は、変動金利の借入について支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「3.会計方針に関する事項(3)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 (ハ) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	2,047	2,047	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,001	1,001	—
(3) 電子記録債権	429	429	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	109	109	—
(5) 支払手形及び買掛金	(570)	(570)	—
(6) 短期借入金	(1,597)	(1,597)	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(550)	(550)	—
(8) リース債務 (1年内返済予定を含む)	(57)	(59)	2
(9) デリバティブ取引(*2)	(25)	(25)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、ならびに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップであります。金利スワップは特例処理を適用する方針となりますが、ヘッジ会計の要件を満たす予定取引に対応する金利スワップの時価評価差額については、繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

なお、時価の算定方法は取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額130百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,349円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	79円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 重要な資産の譲渡

当社の持分法適用関連会社である東洋鋼業株式会社（以下、「東洋鋼業」という。）（当社持分比率48.3%）は、令和2年7月27日開催の理事会において、保有する固定資産を売却することを決議し、同日付で不動産売買契約を締結しております。

なお、令和3年3月22日に物件の引き渡しを完了いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の効率的活用を図るため。

(2) 譲渡資産の概要

資産の内容および所在地	譲渡価額	帳簿価額	概況
大韓民国仁川広域市富平区葛山洞450-3 土地7,235.97㎡ 建物3,810.07㎡	17,000百万韓国ウォン (1,620百万円)	45百万韓国ウォン (4百万円)	本社 および工場

※ () 内の円貨額は令和2年12月31日の為替レートで換算しております。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、当社の関連当事者にも該当いたしません。

(4) 譲渡の日程

- ① 契約締結日 令和2年7月27日
- ② 物件引渡日 令和3年3月22日

(5) 当該事象の損益に与える影響額

本件固定資産の譲渡益約1,616百万円は、東洋鋼業において物件引渡日の属する令和3年12月期に特別利益として計上され、当社の連結計算書類上は当社と東洋鋼業の決算日の差異により令和4年3月期の連結会計年度において持分法による投資損益として処理する見込みであります。

2. 子会社設立

当社は、令和3年5月14日開催の取締役会において、中国において子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

今後、中国市場において更なる成長が期待される中国EV（電気自動車）向けのリチウムイオン電池市場やスマートフォン・タブレットなどの電子機器や自動車、エネルギー、包装材料、医薬用や食品包装にて使用される高機能フィルム市場への参入を図るため、資本業務提携先である株式会社フェローテックホールディングスの中国のリソース（工場、人材、部品供給能力）を活用し、特殊鋼刃物・超硬合金刃物・カッターユニットにおいて競争力のある製品の製造・販売を行う事を目的としております。

(2) 設立する子会社の概要

- ①名称 杭州東洋精密刀具有限公司（仮称）
- ②所在地 中華人民共和国浙江省杭州市
- ③代表者 清野 芳彰
- ④事業の内容 特殊鋼刃物、超硬合金刃物、カッターユニットの製造・販売
及び上記に関連する輸出入業務
- ⑤資本金 200万米ドル（221百万円）（予定）
- ⑥設立の時期 令和3年8月（予定）
- ⑦出資比率 東洋刃物株式会社100%

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月24日

東洋刃物株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神宮厚彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田孝行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋刃物株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋刃物株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）1. 重要な資産の譲渡に記載されているとおり、会社の持分法適用関連会社である東洋鋼業株式会社は、保有する固定資産を令和3年3月22日に譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、監査計画等に従い、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は、その定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、管理部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び管理部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月28日

東洋刃物株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木村和弘 ㊟

監査等委員 鎌田 宏 ㊟

監査等委員 稲木甲二 ㊟

監査等委員 市村 茂 ㊟

(注) 監査等委員 鎌田宏、稲木甲二、市村茂は、「会社法」第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,799	流動負債	2,968
現金及び預金	1,746	支払手形	270
受取手形	70	買掛金	274
電子記録債権	418	短期借入金	1,597
売掛金	882	1年内返済予定の長期借入金	550
製品	157	リース債務	2
仕掛品	198	未払金	51
原材料及び貯蔵品	303	未払費用	80
前払費用	12	未払法人税等	14
その他	10	前受金	36
貸倒引当金	△0	預り金	6
固定資産	1,672	賞与引当金	36
有形固定資産	1,352	設備関係支払手形	47
建物	418	その他	0
構築物	10	固定負債	865
機械及び装置	528	リース債務	15
車両運搬具	0	退職給付引当金	823
工具、器具及び備品	21	デリバティブ債務	25
土地	356	負債合計	3,833
リース資産	16		
無形固定資産	22	(純資産の部)	
ソフトウェア	16	株主資本	1,644
電話加入権	5	資本金	700
投資その他の資産	297	資本剰余金	354
投資有価証券	122	資本準備金	194
関係会社株式	56	その他資本剰余金	160
出資金	0	利益剰余金	1,202
従業員長期貸付金	2	その他利益剰余金	1,202
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	1,202
長期前払費用	5	自己株式	△612
繰延税金資産	81	評価・換算差額等	△6
その他	28	その他有価証券評価差額金	19
貸倒引当金	△0	繰延ヘッジ損益	△25
資産合計	5,471	純資産合計	1,638
		負債及び純資産合計	5,471

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,190
売上原価		3,165
売上総利益		1,024
販売費及び一般管理費		875
営業利益		149
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	26	
固定資産賃貸収入	14	
受取ロイヤリティー	2	
その他	5	49
営業外費用		
支払利息	30	
コミットメントフィー	16	
シンジケートローン手数料	17	
その他	16	80
経常利益		117
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
投資有価証券清算損	2	2
税引前当期純利益		116
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	△35	△18
当期純利益		135

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	700	194	160	354
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	700	194	160	354

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,095	1,095	△612	1,537
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△28	△28		△28
当 期 純 利 益	135	135		135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	106	106	-	106
当 期 末 残 高	1,202	1,202	△612	1,644

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△0	—	△0	1,536
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△28
当 期 純 利 益				135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	20	△25	△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	20	△25	△5	101
当 期 末 残 高	19	△25	△6	1,638

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 製品および仕掛品……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要なヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

当社が行っている金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の条件を充たしているため当該特例処理を適用しております。なお、予定取引に係る金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	借入金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社の金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の条件を充たしており、その判定をもって有効性評価に代えております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)の公表に伴う「会社計算規則の一部を改正する省令」(令和2年法務省令第45号 令和2年8月12日)による改正後の会社計算規則に基づき、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある項目
当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産が計上されておりますが、繰延税金資産の回収可能性の前提となる中期経営計画に重要な不確実性が含まれると判断しております。
- (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 81百万円
- (3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法
中期経営計画により見積もられた翌事業年度の課税所得の見積りに基づき、翌事業年度に税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺及び将来減算一時差異の解消により、税金負担額を軽減する効果を有することが認められる額として繰延税金資産を算定しております。
 - ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる翌事業年度の課税所得の見積りは、中期経営計画を基礎として行っております。当該中期経営計画に含まれる今後の受注見込みは業界ごとの市場成長率の予測値を重要な仮定としており、当該仮定は外部経営環境により大きく影響を受けます。このような状況のなか、新型コロナウイルス感染症による影響は、翌事業年度は一定程度継続し、翌事業年度末までには緩やかに回復しながら収束すると仮定して中期経営計画に当該影響を織り込み、翌事業年度の課税所得の見積りを行っております。
 - ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
翌事業年度の課税所得の見積りは将来の不確定な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が想定よりも長期化した場合、実際に生じる課税所得が見積りと異なり、翌事業年度の繰延税金資産の回収額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	31百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	37百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	5,013百万円
(4) 担保に供している資産および担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	417百万円
機械及び装置	528百万円
土地	279百万円
計	<u>1,226百万円</u>
② 担保に係る債務	
短期借入金	1,597百万円
1年内返済予定の長期借入金	550百万円
計	<u>2,147百万円</u>
(5) 受取手形割引高	97百万円
(6) 受取手形裏書譲渡高	11百万円
(7) 財務制限条項	

当社は株式会社常陽銀行をエーエージェントとする取引銀行4社とコミットメントライン設定及びタームローン契約を令和3年3月31日付で締結しております。

なお、貸借対照表に計上されている借入金1,870百万円は契約更新前の借入金となっておりますが、当該契約に基づく貸出実行日は令和3年4月となるため、計算書類利用者の理解に資するため、3月31日付で契約した借入金1,845百万円に係る財務制限条項を記載しております。

・令和4年3月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、それぞれ当該決算期の直前の決算期の末日又は令和2年3月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75パーセント以上の金額であること。

・令和4年3月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。

・令和4年3月に終了する決算期及びそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の当期損益に関して、それぞれ2期連続して当期損失を計上していないこと。

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社に対する売上高	72百万円
(2) 関係会社からの仕入高	399百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	31百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	431,969株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	247百万円
税務上の欠損金	100百万円
たな卸資産評価損	31百万円
減損損失	25百万円
関係会社株式評価損	13百万円
賞与引当金	11百万円
繰延ヘッジ損益	7百万円
投資有価証券評価損	5百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	450百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△45百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△314百万円
評価性引当額小計	△360百万円
繰延税金資産合計	90百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8百万円
繰延税金負債合計	△8百万円
繰延税金資産の純額	81百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,142円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	94円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社設立)

当社は、令和3年5月14日開催の取締役会において、中国において子会社を設立することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月24日

東洋刃物株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神宮厚彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田孝行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋刃物株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当期の配当につきましては、今後の経営体質の強化、事業展開も考慮のうえ、当期の収益および安定的な利益還元を勘案致しました結果、1株当たり20円の配当とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額28,678,620円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	せい の よしあき 清野 芳彰 昭和25年4月12日生	昭和44年4月 当社入社 平成13年10月 当社管理部経理課長 平成17年10月 当社管理部長代理 平成21年6月 当社取締役管理部長 平成23年7月 当社執行役員管理部長 平成25年6月 当社常務取締役(本社担当) 平成29年6月 上海東優刃物国際貿易有限公司董事長 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任)	5,600株
【取締役候補者とした理由等】 当社社長として、当社グループ全般の経営を担い、その経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者として適任であると判断したものであります。			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	ま え だ し ん や 前 田 晋 也 昭和30年5月30日生	昭和55年 4月 当社入社 平成12年 10月 当社貿易部ジャカルタ駐在 事務所長 平成17年 10月 当社営業部東京営業所営業 第二課長 平成21年 4月 当社営業部名古屋営業所長 平成21年 10月 当社営業部長代理兼名古屋 営業所長 平成23年 7月 当社営業部次長兼東京営業 所長 平成25年 6月 当社執行役員営業部長 平成27年 6月 当社取締役営業部長 平成29年 5月 熱研工業株式会社代表取締 役社長 平成29年 6月 当社常務取締役（営業担 当） 平成30年 6月 当社常務取締役（製造兼営 業担当） 令和 2年 6月 当社常務取締役（営業担 当）（現任）	3,200株
【取締役候補者とした理由等】 当社の事業における幅広い領域、とりわけ国際事業展開・国内販売戦略等における豊富な経験と実績を有しており、その高い知見は、当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者として適任であると判断したものであります。			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	す ず き たかのり 鈴木 孝 則 昭和29年7月31日生	昭和53年 4月 株式会社東京銀行（現株式 会社三菱UFJ銀行） 入行 平成19年 7月 同行より株式会社フェロー テック（現株式会社フェロ ーテックホールディング ス）へ出向、財務部長 平成20年 1月 同社入社、財務部長兼経理 部長 平成20年 6月 同社執行役員財務部長兼経 理部長 平成25年 1月 同社執行役員管理本部長、 財務部長兼経理部長 平成26年 6月 同社取締役執行役員財務統 括担当 平成29年 4月 同社取締役 平成30年 1月 同社執行役員財務経理統括 室長 平成 元年 6月 当社取締役（現任） 令和 2年 6月 株式会社フェローテックホ ールディングス取締役執行 役員財務経理・企画担当 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フェローテックホールディングス取 締役執行役員財務経理・企画担当 株式会社アサヒ製作所代表取締役会長 アリオンテック株式会社取締役 上海漢虹精密機械有限公司董事 香港第一半導体科技股份有限公司董事 江蘇富樂徳半導体科技股份有限公司董事	一株
鈴木孝則氏は社外取締役候補者であります。 【社外取締役候補者とした理由等】 株式会社フェローテックホールディングスの取締役財務経理・企画担当として、ファイナンスや子会社の管理、運営に関する豊富な経験と見識を有しており、当社経営の重要事項の決定に対する様々な助言および意見により十分な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者として適任であると判断したものであります。 同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	くぼ まさよし 久保 雅義 昭和32年2月22日生	昭和55年4月 当社入社 平成11年10月 当社貿易部シンガポール駐在事務所長 平成15年10月 当社貿易部第二課長 平成19年10月 当社貿易部長代理 平成24年1月 当社管理部長代理 平成24年7月 上海東優刃物国際有限公司 董事 平成25年6月 当社執行役員管理部長 平成27年6月 当社取締役管理部長（現任）	3,700株
【取締役候補者とした理由等】 当社事業における管理部門を統括し、総務・経理・人事に関する経験と実績を有し、また、長年にわたり海外販売部門に従事するなど、対外的交渉において高い知見を有しており監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者として適任であると判断したものであります。			
5	とくむら ひでき 徳村 英樹 昭和38年6月13日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年4月 当社貿易部第一課シンガポール支店長 平成23年7月 当社営業部名古屋営業所長 平成25年10月 当社営業部長代理兼名古屋営業所長兼国際事業所長 平成27年6月 当社執行役員営業部次長兼名古屋営業所長兼国際事業所長 平成29年6月 当社取締役営業部長兼名古屋営業所長兼国際事業所長 平成29年10月 当社取締役営業部長（現任）	3,700株
【取締役候補者とした理由等】 当社事業における幅広い領域とりわけ国内販売部門・海外販売部門等における豊富な経験と実績を有しており、その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者として適任であると判断したものであります。			

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	たかはし じゅんや 高橋 純也 昭和38年10月14日生	昭和61年 4月 当社入社 平成25年 10月 当社営業部販売管理室長 平成26年 4月 当社製造部長代理 平成27年 6月 当社執行役員製造部次長 平成29年 6月 当社取締役製造部長 令和 元年 5月 株式会社トオハ代表取締役 社長 令和 元年 6月 当社取締役 令和 2年 6月 当社取締役製造部長（現 任）	4,200株
<p>【取締役候補者とした理由等】 当社事業における幅広い領域とりわけ製造・技術・営業分野における豊富な経験と実績を有しており、その高い知見は当社の重要な業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者として適任であると判断したものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木孝則氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 鈴木孝則氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けたこともありません。
4. 鈴木孝則氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 当社と候補者 鈴木孝則氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び国内子会社における全ての取締役及び監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 宮城県仙台市青葉区錦町二丁目2番19号
ホテル白萩3階 萩の間
電 話 (022) 265-3412(代)

